

議案第 4 7 号

上尾市民ギャラリー管理規則の一部を改正する規則の制定について
上尾市民ギャラリー管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 2 3 年 8 月 2 5 日 提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市民ギャラリー管理規則の一部を改正する規則

上尾市民ギャラリー管理規則（昭和 5 8 年上尾市教育委員会規則第 1 号）
の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項を次のように改める。

条例第 3 条の規定による許可を受けようとする者は、上尾市民ギャラリー
一利用（利用変更）申請書（第 1 号様式）を教育委員会に提出しなければ
ならない。

第 4 条第 2 項中「申込書」を「申請書」に、「1 2 月」を「9 月」に改め
る。

第 5 条ただし書中「利用許可」を「利用の許可」に改める。

第 6 条を次のように改める。

（利用書の交付）

第 6 条 条例第 3 条の規定による許可は、上尾市民ギャラリー利用（利用変
更）書（第 2 号様式）を交付して行うものとする。

第 1 号様式中「上尾市民ギャラリー^{利用}一^{利用変更}申込書」を「上尾市民ギャラ
リー利用（利用変更）申請書」に、「申込み」を「申請」に、「あて先」を
「宛先」に、「申込者氏名」を「申請者氏名」に、「申し込みます」を「申
請します」に、「催し物」を「催物」に、「円／日× 日」を「円／週×
週」に改める。

第 2 号様式中「上尾市民ギャラリー^{利用}一^{利用変更}書」を「上尾市民ギャラリー
利用（利用変更）書」に、「申込み」を「申請」に、「申込者氏名」を「申
請者氏名」に、「催し物」を「催物」に、「円／日× 日」を「円／週×
週」に改める。

第3号様式及び第4号様式中「あて先」を「宛先」に、「催し物」を「催物」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に上尾市民ギャラリー条例（昭和58年上尾市条例第9号）第3条の規定により受けた許可に係る事項を変更しようとする場合における申請書の提出については、なお従前の例による。

提案理由

施設の管理運営を円滑に行うため、上尾市民ギャラリーの利用申請書の受付開始日を改めるとともに、併せて規定の整理を行いたいので、この案を提出する。